

総社市告示第100号

総社市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成17年総社市告示第62号）の一部を次のように改正する。

平成28年7月11日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示及び追加号を除く。）を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前		
<p>(用語の定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2) 略 <u>(3) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。</u></p> <p>別表(第4条関係) <table border="1" data-bbox="152 979 1093 1018"><tr><td>略</td></tr></table> <u>※限度額の特例:浄化槽の設置に伴って単独処理浄化槽の撤去が行われる場合に限り、現行の限度額に当該撤去に要する費用の額(9万円を上限とする。)を加えた額を限度額とする。</u></p> <p><u>様式第1号(第5条関係)</u> (別紙のとおり)</p>	略	<p>(用語の定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2) 略</p> <p>別表(第4条関係) <table border="1" data-bbox="1120 979 2063 1018"><tr><td>略</td></tr></table></p> <p><u>様式第1号(第5条関係)</u> 略</p>	略
略			
略			

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の総社市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成28年度分以後の補助金から適用する。

年 月 日

総社市長 様

申請者 住所
氏名 印
電話

総社市浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

年度において、浄化槽を設置したいので、総社市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 設置場所	総社市
2 浄化槽の形式	名称 認定番号
3 浄化槽の人槽	人槽
4 交付申請額	金 円
5 設置前の状況	1 新築 2 汲み取り便所 3 単独処理浄化槽 4 合併処理浄化槽
6 加算補助の有無	1 有(既設単独浄化槽を撤去して合併浄化槽を設置) 2 無
7 住宅等所有者	1 本人 2 共有 (人) 3 その他 ()
8 住宅の種類	1 一般住宅 (床面積 m ²)
	2 店舗等併用住宅 (居住部分の面積 m ²) (その他の面積 m ²)
9 着工予定年月日	年 月 日
10 事業完了予定年月日	年 月 日